

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

鶴ヶ島市はかつて純農村地域として栄えてきたが、戦後の優良な工場の進出、高度経済成長にともなう都市化と都心のベッドタウンとして人口の増加が急速に進み、他の自治体と合併することなく発展してきた。本市はこの高度成長期に増加した人口構成から、急速に進む少子高齢化や市外への通勤・通学（流出）者が市内への通勤・通学（流入）者の2倍以上となるなどの課題があり、これらの克服を目指し市内における雇用の創出などを推進し若い世代の転入促進（転出抑制）を図る必要がある。

産業構造については、主に卸売業・小売業239社、宿泊業・飲食サービス業149社、建設業171社、製造業74社外となっており、また製造業の内訳としては印刷業、生産用機械器具製造業、金属製品製造業、電気機械器具製造業などがそれぞれ1～9事業所所在しており、様々な業種の事業が展開されている。（地域経済分析システム RESAS より）

また、本市は関越自動車道と首都圏中央連絡自動車道が交差するジャンクションを有しているとともに、それぞれのインターチェンジがあることから交通の要衝となっている。この立地の好条件を活かして、企業誘致にも積極的に取り組み、市内に止まらず埼玉県西部地域全体の産業振興、雇用創出に繋がりたいと考えている。さらには、農業大学校跡地を中心としたアクセス良好なエリアに戦略的に先端産業を集積することにより、その効果を区域内の中小企業にも波及させ地域経済の活性化を図りたいと考えている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、さらなる地域経済の活性化を目指す。これを実現するため、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

鶴ヶ島市の産業構造として様々な業種の事業が展開されていること、また今後の先端産業の集積も視野に入れた市内中小企業支援を行いたいため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべ

てとする。先端設備導入計画については、事前に経営革新等支援機関に確認を受け、確認書を添えて申請するものとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

鶴ヶ島市の産業構造として様々な業種の事業が展開されていること、また今後の先端産業の集積も視野に入れた市内中小企業支援を行いたいため、本計画の対象区域は鶴ヶ島市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

鶴ヶ島市の産業構造として様々な業種の事業が展開されていること、また今後の先端産業の集積も視野に入れた市内中小企業支援を行いたいため、本計画の対象区域は鶴ヶ島市の全域を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間・4年間・5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

中小企業等が策定する先端設備等導入計画の認定については、次のいずれにも該当する事業者の計画に限る。

- ・市税の滞納がないこと。
- ・公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがないこと。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当しないこと。
- ・貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当しないこと。
- ・鶴ヶ島市暴力団排除条例（平成24年条例第25号）に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）と不適切な関係を有していないこと。
- ・人員削減を目的とした取組として、先端設備等導入計画の策定を行わないこと。